

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	自宅療養者への訪問看護師による健康観察等業務の委託について
--------	-------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部健康政策課、保健予防課）

事業の概要

事業名	自宅療養者への訪問看護師による健康観察等業務委託
担当課	健康政策課、保健予防課
目的	新型コロナウイルス感染症により自宅療養をしている者（入院待機者を含む。）が安心して療養・入院待機できるよう、区内訪問看護ステーションへ日々の健康観察業務を委託するとともに、症状が悪化した場合等に、速やかに医療に繋ぐ体制を構築することを目的とする。
対象者	次の全てに該当する者 (1) 区内に所在する新型コロナウイルス感染者 (2) 次のア、イ、ウいずれかに該当する者 ア 区保健所からの依頼を受けた医師が診察した自宅療養者のうち、医師が訪問看護師による健康観察を必要と判断した者 イ 区保健所が、訪問看護師による健康観察を行うことが適当であると判断した者 ウ その他区が必要と判断した者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区内に所在する新型コロナウイルス感染者に対し、区保健所が自宅療養者への健康観察を行っている。その中で、区保健所からの依頼を受けた医師が診察した自宅療養者のうち医師が必要と判断した者、または区保健所が必要と判断した者などに対し、区内訪問看護ステーションに在籍する訪問看護師による健康観察等を委託して実施する。</p> <p>2 委託の内容</p> <p>(1) 自宅療養者への健康観察等（原則、毎日の電話による体調確認と、病状悪化時等の関係機関との連絡調整含む）</p> <p>(2) 健康観察記録の作成・提出</p> <p>※個人情報の流れは、資料30-1のとおり</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)…報告事項

件名 自宅療養者への訪問看護師による健康観察等業務委託

保有課(担当課)	健康政策課、保健予防課
登録業務の名称	自宅療養者への訪問看護師による健康観察等業務委託
委託先	新宿区内の訪問看護ステーション (30 か所)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>《健康観察等業務を行う対象者に係る情報項目》</p> <p>患者管理番号(新宿No)・対象者の氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・発症日・パルスオキシメーター所持・自宅療養者からの聞き取り内容・終了予定日・症状軽快日・既往歴・療養方針・緊急連絡先(電話番号/氏名/続柄)・同居者の有無・身体状況(体温/咳/息苦しさ/倦怠感/昨日との違い/水分摂取状況/食欲/解熱剤の使用/咽頭痛・頭痛/睡眠状況/味覚・嗅覚障害/下痢)・酸素飽和度・次回連絡日・確認者名</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン)
委託理由	区内の訪問看護ステーションは、在宅医療についての知識を有しており、日頃より多様な現場で活動していることから経験も豊富である。また、区保健所や区内医療機関等の関係機関との間における連携の基盤もあり、本業務を委託することが適切と判断するため。
委託の内容	<p>(1) 自宅療養者の健康観察等(原則、毎日の電話による体調確認と、病状悪化時の関係機関との連絡調整含む)</p> <p>(2) 健康観察記録の作成・提出</p>
委託の開始時期及び期限	令和3年8月20日から令和4年3月31日まで 区内感染状況等に応じ、継続して業務委託を行う。
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 個人情報を記録した紙媒体については、業務日の事務処理終了後、鍵付きキャビネットに保管する。 3 個人情報データの送付の際は、電話連絡も併せて行う。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報データには、パスワードを付してデータを暗号化する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管させる。 3 委託先のパソコンに保管した個人情報は、委託業務終了後に紙及び電子データを廃棄・消去し、個人情報消去証明書を提出させる。

【システム上の対策】

- 1 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。
- 2 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏洩がないよう、ファイアウォール/IDS/IPS等の保護対策を講じさせる。
- 3 ウイルス感染等がないよう、最新のウイルス対策及び最新の更新プログラムを適用させる。
- 4 パソコン内に保存した個人情報へのアクセス制御を行わせる。
- 5 個人情報の漏えい防止対策としてログ管理を徹底させる。
- 6 個人情報データには、パスワードを付してデータを暗号化させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。